

事務の流れ

事前相談（必要に応じて）

事業計画書提出
（申請者→県）

令和8年9月30日まで

書類審査（県）

事業承認・内示
（県→申請者）

交付申請
（申請者→県）

交付決定
（県→申請者）

事業着手（申請者）（※1）

※1 事業着手とは、
・工事施工者等が木材を発注
・コーディネート業務を開始
することを言います

・建て方（上棟）
・コーディネート業務 完了

令和9年2月末日まで

現地検査（※2）
（県→申請者）

※2 原則現地で構造材の建て
方の現地検査を行います
内装工事等着手前に予め日程
調整をお願いします

実績報告書提出
（申請者→県）

事業完了の日から起算し
て15日以内 又は
令和9年3月15日まで

実績調査（※3）
（県→申請者）

※3 このときまでに、補助対
象経費の支払が完了し、請求
書、領収書により支払いを証
することが必要です

額の確定・補助金の交付